

平成4年(ワ)第2075号, 同5年(ワ)第2225号, 同6年(ワ)第2308号

公式陳謝等請求事件

直送済

原告 〇〇〇〇ほか79名

被告 国

被告第16準備書面

平成13年3月1日

京都地方裁判所第1民事部合議係 御中

被告指定代理人

田 邊 哲 夫

藤 谷 俊 之

佐 藤 武

小 沢 満 寿 男

関 口 正 木

下 野 恭 裕

下 村 真 美

川 口 初 男

山 本 聖 峰

丸 尾 広 人

上 野 勝 明

平成4年(ワ)第2075号事件及び同5年(ワ)

第2225号事件被告指定代理人

岩 井 一 郎

栗 原 忠 夫

神 村 茂 充

笹 子 宗 一 郎

若 林 賢

本件に関する被告の主張は、平成13年1月25日付け第15準備書面（最終）のとおりであるが、原告らの同日付け準備書面（以下「原告ら準備書面」という。）に照らし、本準備書面において、必要と思われる点について、反論を補足する。

第1 安全配慮義務に関する主張について

1 原告らは、浮島丸艦長は、①昭和20年8月22日午後7時20分に、運輸本部長から大海令52号による航行禁止令（「8月24日18時以後、特に定むるものの外、航行中以外の艦船の航行を禁止す。」との命令）を受けていたのであるから、同日午後10時ころになって大湊港を出港すべきではなく、また、②同艦長が、出航後に「8月24日18時以降、百総屯以上の船舶は航行を禁止せらる。今時刻までに目的地に到着するごとく努力せよ。到着の見込みのないものは、右時刻までに最寄りの軍港、又は湾港に入港せよ。」との命令を受け取ったのであれば、米軍が敷設した相当数の機雷が残っていたことを知り又は知り得べきであった舞鶴港には入港すべきでなく、大湊港に引き返すか、新潟港に入港すべき安全配慮義務があり、同艦長はこれらの義務に反したと主張するものようである（原告ら準備書面76ないし78ページ）。

2 しかしながら、原告らの上記主張は、その前提事実を含めて、いずれも推測の域を出るものではなく、安全配慮義務に係る主張として成り立たない。

すなわち、浮島丸の大湊港出港時間自体、明らかではないし（例えば、第二復員局残務処理部作成の「輸送艦浮島丸に関する資料」（甲A第60号証）では、「昭和二十年八月二一日朝」とされている。）、浮島丸の航行経路、航行速度等も正確に把握することができないから、浮島丸艦長が実際に航行禁止令を受け取った際に、同船がどの地点にあったかも明らかではない。

また、もとより推測の域を出ないが、浮島丸は、朝鮮人工員らを帰還させるべく、大湊港から釜山港に向けて出港させるものであるから、同艦長が、航行可能な8月24日午後6時までの間に、帰還の便を考慮し、できるだけ釜山港に近い位置まで航行しようと考えたととしても、その判断自体に不合理な点はな

く、これを非難することはできない。この間の浮島丸の航行や舞鶴港への入港について、前記命令に反する点はない。

そして、同艦長が舞鶴港の入港に当たって、機雷の予見・回避に関し、本件当時、いかなる注意義務が課され、また、その違反があるとされるのかについては、原告らは、単に「無防備」に入港したと漠然と主張する以外、何ら具体的な主張もしないし、立証もない。

安全配慮義務に関する基本的な考え方は、被告の第15準備書面15ないし22ページに述べたとおりであり、この点に関する原告らの主張は失当である。

第2 日本国の戦後処理について

- 1 原告らは、主にドイツにおける戦後補償立法を挙げながら、我が国が旧植民地等に対する戦後処理をしていないと主張するかのようである（原告ら準備書面94ページ以下）。
- 2 原告らの上記主張は、本件各請求をいずれも基礎付けるものではないが、念のために付言すれば、戦後、我が国は、サンフランシスコ平和条約その他2国間条約を締結するなどして誠実に対応してきたところである。韓国政府との間においても、昭和40年12月に、日韓基本条約、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（昭和40年12月18日条約第27号）を始めとする1条約、4協定、1交換公文を締結し、誠実にその内容を履行しており、また、これに伴い「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」を制定したところである。